改葬許可申請の際の注意事項

1. 改葬許可申請書の記入事項

（１）死亡者の本籍　　死亡者が死亡した時の本籍を記入します。

（２）死亡者の住所　　死亡者が死亡した時の住所を記入します。

（３）埋葬又は火葬の場所　　死亡者を埋葬した場所を記入します。

（４）埋葬又は火葬の年月日　　土葬又は火葬した日を記入します。

（５）改葬の理由　　改葬する理由を記入します。

（６）改葬の場所　　改葬先の墓地等の所在地を記入します。

（７）死亡者との続柄　　死亡者からみて申請者との続柄を記入します。

（８）現在の墓地管理者

　　埋蔵、埋葬されている墳墓のある墓地又は収蔵されている納骨堂の管理者は申請内容に誤りがないことを確認して、承認し必要事項を記入の上、捺印により証明します。

※１　死産の場合は父母の本籍、住所及び氏名を記入します。死亡年月日は分娩年月日を記入します。

※２　わからないところは「不詳」として記入します（改葬の場所は必ず記入してください）。

1. 許可までの流れ
2. 申請書の記入

墓地使用者が申請者以外ならその承諾を得てください。

1. 現在の墓地等管理者の証明を受けてください。
2. 申請書を市役所環境課に持参し、墓地等管理者の確認を受けます。
3. その後、市民課で改葬許可証を交付します。
4. 改葬する場所の管理者へ改葬許可証を提出してください。

【問い合わせ先】

　館山市役所　市民課

　電話　０４７０－２９－５４０４

　E-mail：siminka@city.tateyama.chiba.jp 